

## 分権推進について検討すべき論点

### ～宮古市の考え方～

#### ○国・県・市町村の役割分担の見直し(補完性の原理・近接性の原理と市町村優先の原則)

- ・ 国・県及び市町村の役割分担については、補完性の原理・近接性の原理と市町村優先の原則を基に徹底的、抜本的かつスピード感を持って見直すべきと考えている。徹底的、抜本的の意味は、中央集権型行政システムの中で構築された事務事業について、今や時代に適合せず、廃止若しくは縮小等が必要な事務があれば、その整理・統廃合を進めることであり、従来、国、県が担っていた事務を新たに市町村が担うことはもちろんのこと、その逆もあり得るような事務の再配分を行うことである。スピード感が必要と考えるのは、地方分権の推進は今や喫緊の国家的課題であるが、役割分担の問題は、細部に渡り議論の尽きぬ問題と考えるからである。また、住民、国、県、市町村それぞれの納得が得られるよう議論への参加の機会の提供並びに議論の過程について、透明性を確保することが必要と考える。
- ・ このために、国、県は従来の考えにとらわれることなく、住民福祉の向上と行政の効率化の面から抜本的に事務事業を見直し、税財源を含む権限移譲を進めるとともに市町村が自己責任・自己決定の原則の下に地域の多様な価値観や地域の個性に根ざした施策を展開できるように支援し、二重行政、三重行政を速やかに廃止し、過度の関与を止め、市町村の自立を支援すべきである。

#### ○国、県の市町村への過度の関与の是正

- ・ 通達等による過剰な関与や事実上活用されていない、あるいは活用方法が不明な知事等への報告並びに国、県で重複した調査などについて、廃止や内容の簡素化等を行えば、事務が簡素化され、本来市町村が処理すべき仕事に労力を振り向けることができる。活用方法が不明な報告の例として、地方自治法に基づく知事に対する条例の制定・改廃、予算に関する報告などがある。

#### ○振興局のあり方

- ・ 振興局のあり方については、役割分担の見直しや事務の整理、市町村の行財政基盤の確立、地方分権の推進の中で役割や機能が変化してくると思うが、基本的に屋上屋を架すような行政のあり方、住民から見て分かりにくい行政のあり方は止めるべきである。
- ・ 専門職員が配置されているような部署やその部署で完結するようなところは、必要性や有用性を理解するが、単なる進達機関であれば、二重行政にも繋がり将来的には不要と考える。当面、振興局での自己完結性を高めるよう県組織内部での権限移譲を進めていただきたい。

#### ○権限移譲の考え方

- ・ 宮古市では、分権推進の観点から平成19年度に人的支援については、県内最多の4人の県職員を受け、移譲事務数においては、奥州市に次いで、2番目に多い400事務の移譲を受けた。今後も基本的に積極的に権限移譲を受けていきたいと考えている。但し、今般、改定され

た「県事務の市町村への移譲指針」でも触れているが、移譲対象メニューは、「県において、移譲が相応しいと考えた事務・権限を提示」しているものであり、住民や市町村の視点が不足している。住民の視点に立ち、行政サービスの担い手として市町村が相応しい事務事業を移譲対象メニューに載せることはもとより、県、市町村いずれかで完結する事務事業にあつては、いたずらに事務の切り取りによる権限移譲は、行政効率の面からも適切でないとする。権限移譲自体は目的ではなく、住民サービスの向上のための権限移譲であることを再認識すべきだ。

- ・ 平成19年の権限移譲について、宮古市庁内内部で何を希望するか決定する検討過程において、「市民サービスが向上するとは言えない事務は受けられない。」との意見も強かった。しかし、市の専門性と自己完結性を高め地方分権を推進しなければならないという観点から県が創設した人的支援制度を受けることで、失敗を恐れず先ずやってみるという決断をした。この結果、400の権限移譲と県職員4人の派遣を受入れることになった。

### ○市町村の気構え

- ・ 市町村は、権限移譲を受け入れ、地方分権を推進するためには相当の覚悟と気概が必要である。自己完結能力を高めるとともに行財政基盤の強化・確立に務めなければならない。また、補完性の原則の下に国、県同様に事務事業を徹底的に見直し、住民若しくは住民団体と協働すべき事務があれば積極的に協働すべきである。
- ・ 宮古市では、一昨年、市町村合併をしたが、引続き行財政基盤の強化・確立と住民福祉の向上のために「開かれた市役所」と「簡素で効率的な市役所」を目標に具体的に58の項目を掲げ、市民からの意見を聴き全庁的に構造改革に取り組んでいる。本年4月からは、効率的な庁内組織を構築するため徹底したフラット制、グループ制を実施したが、今後も不断に見直しながら構造改革を断行していく。
- ・ 地方分権を推進するためには、市町村にとってもそこに住む住民にとっても相応の負担を伴う。住民、首長、議会が理念を共有しながら推進して行かなければならないと考える。

### ○住民との協働のあり方

- ・ 住民との協働を推進するために、住民や住民団体が行政に参加し、その役割を担えるようにしなければならない。そのため、行政が分かりやすいように情報公開など透明性の確保が必要であるとともに、その意思が十分に反映できるような仕組みの構築が必要である。
- ・ このため、宮古市では今月、まちづくりについて、住民の参画と協働を原則とし、住民、議会、市のそれぞれの役割や責務を規定し、東北で初の常設型の住民投票制度を規定した自治基本条例を公布したが、引続き具体的な住民の参画、協働と住民投票制度について、それぞれ条例を整備し、真の住民主体の行政を進めたいと考えている。
- ・ 住民主体の行政を進めるために人材育成を進めることが必要と感じている。

### ○広域連携の強化

- ・ 市町村は、地方分権の推進のために個々の体力や規模から、個別に受け入れが難しい事務の場合であっても、周辺等の市町村の連携を通じて担えるよう連携を強化すべきであり、国、県もそうした連携を支援していくべきと考える。